

高松市総合計画審議会条例

昭和47年3月31日

条例第3号

(設置)

第1条 高松市総合計画の策定について市長の諮問に応じ、その基本的事項を審議するため、高松市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市政に関し見識を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命または委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。